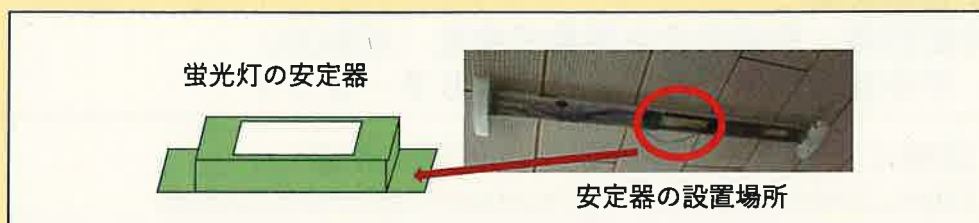


昭和52年3月以前に建築された 営業所・事務所等をお持ちの皆様

- PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、業務用蛍光灯の安定器等の絶縁油として広く使用されました。



- しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。
- なお、昭和52年3月までに建築、改築された事業用の建物には、PCBが使用された照明器具が残っている可能性があります。

- ◎ PCB使用製品やPCB廃棄物は、PCB特別措置法により、期間内の処分が義務づけられています。
- ◎ 秋田県内の場合、照明器具に係る高濃度PCB廃棄物は、**「令和5年3月31日」**までに処分する必要があります。
- 秋田県内にあるPCB使用安定器の処分先は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称 JESCO（ジェスコ））の北海道PCB処理事業所となります。
- ※ JESCOの連絡先やPCB廃棄物処理に係る中小企業向け各種支援制度については、裏面をご覧ください。

現在、昭和52年3月までに登記された建物の所有者に対し、PCB使用照明器具の保有状況に関する調査を実施中です。
御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

PCB廃棄物処理に係る中小企業向け各種支援制度

○ PCB廃棄物の処理費用に対する負担軽減措置

中小企業者等の方々が保管するPCB廃棄物の処理費用は、一定の要件を満たす中小企業者等にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた保管事業者への追加軽減もあります。

問い合わせ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)

中小軽減担当 0120-808-534

詳細は次のホームページで御確認ください。

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

○ PCB使用照明器具の有無に係る調査費用への補助

昭和47年以前に製造された使用中のPCB使用照明器具の有無に係る調査、ならびにCO₂削減効果のあるLED照明器具への交換に係る費用の一部を支援します。

問い合わせ先

一般財団法人 栃木県環境技術協会

TEL 028-671-1781

公募要領は次のホームページで御確認ください。

<http://tochikankyou.com/hojo/announce.html>

※ 受付期間は2020年5月7日から2021年1月29日まで

○ PCB廃棄物の処理費用に対する融資

PCB廃棄物処理は、日本政策金融公庫における環境・エネルギー対策資金（国民生活事業、中小企業事業）の融資対象となります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫の各支店の中小企業事業窓口

又は中小企業事業の代理店の窓口

詳細は次のホームページで御確認ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html